第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２１年（フ）第７０２号
茨城県ひたちなか市牛久保２丁目３番16号
債務者　加藤　和宏
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１０号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2747番地15
債務者　堤　しげみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２８６号
茨城県筑西市成田516番地５
債務者　倉持　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１４８号
群馬県桐生市広沢町１丁目2728番地の２　桐興ハイツ２－１
債務者　大備　　務
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３２号
埼玉県秩父市桜木町19番５号
債務者　打木　　智
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬402番地
債務者　荻野　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1442番地５、前の住所埼玉県秩父市黒谷1493番地１
債務者　野中　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
千葉県君津市南子安６丁目18番41号　１－204
債務者　小芝　靖春
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７２号
千葉県木更津市矢那4032番地23
債務者　大竹　勝利
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５５号
富山県魚津市新角川２丁目１番28号
債務者　濱田　正和
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２３８号
富山県高岡市西広上93番地
債務者　岡田　知美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５８９号
石川県河北郡津幡町井上の荘１丁目35番地
債務者　小泉真由美
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５９３号
金沢市千木１丁目242番地　西田ハウス205号室
債務者　箕崎　智代
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６０２号
金沢市大野町４丁目甲18番地
債務者　松下　久恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６０３号
金沢市駅西本町３丁目８番20号　第２むすみ荘３号室
債務者　川端　和美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６６号
福井県大飯郡高浜町湯谷第２号12番地
債務者　瀧澤　淑江
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第３０１号
山梨県甲斐市長塚23番地　ミレニアムマンション308、開始決定時の住民票上の住所山梨県韮崎市龍岡町若尾新田1023番地２　ひまわりハイム舟山Ａ棟101
債務者　小林　孝至
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
山梨県北杜市武川町三吹1101番地１
債務者　野口　一彦
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係